⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : August 10, 2016, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Administration Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, 6―30, Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi, Hiroshima-ken, 730―0012, JAPAN TEL 082―223―7233 (Ext. 556) FAX 082―222―3027

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 6 月 3 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　菅原　隆拓

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

**○第４号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場（H28）日用品売店新設等建築工事

⑶　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

【日用品売店地区】

・日用品売店施設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約14,110㎡×１棟

・附属建物等新設（自転車置場、ゴミ置場、コンクリート壁）一式

・既設建物解体　計２棟　延べ面積合計　約7,210㎡（建物解体には設備工事一式を含む）

【運動施設地区】

・倉庫／トイレ新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約170㎡×１棟

・附属建物等新設（東屋、キュービクル置場、ゴミ置場）一式

⑸　工期　平成31年３月29日まで。ただし、運動施設地区については平成30年５月31日まで、日用品売店地区（既設建物解体は除く）については平成30年８月31日までとする。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　約16,000㎥、鉄筋　約2,000ｔ、鉄骨　10ｔ、板ガラス　約200㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに建築工事の鉄筋工事（鉄筋材料費を除く）、型枠工事、左官工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年６月３日付中国四国防衛局長）に示す手続きに従い、岩国飛行場（H28）日用品売店新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑷　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積8,000㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積2,500㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。

ア　監理技術者は、１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　主任技術者は、２級建築施工管理技士、二級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

ウ　平成13年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積4000㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）又は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。